



## 一、最新中国法令

- [国务院办公厅关于 2021 年部分节假日安排的通知](#)

【发布单位】国务院办公厅  
【发布文号】国办发明电〔2020〕27号  
【发布日期】2020-11-25  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/25/content\\_5564127.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/25/content_5564127.htm)

- [最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的补充安排](#)

【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法释〔2020〕13号  
【发布日期】2020-11-26  
【内容提要】内地人民法院执行按香港特区《仲裁条例》作出的仲裁裁决，香港特区法院执行按《中华人民共和国仲裁法》作出的仲裁裁决，适用本安排。有关法院在受理执行仲裁裁决申请之前或者之后，可以依申请并按照执行地法律规定采取保全或者强制措施。

【备注】最高人民法院和香港政府律政司在签署《补充安排》的同时，以中英文双语形式发布[相互执行仲裁裁决的 10 起典型案例](#)。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.court.gov.cn/...>

- [国家危险废物名录（2021 年版）](#)

【发布单位】生态环境部等五部门  
【发布文号】生态环境部令 第 15 号  
【发布日期】2020-11-27  
【实施日期】2021-01-01  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/2011/t20201127\\_810202.html](http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/2011/t20201127_810202.html)

- [新化学物质环境管理登记指南](#)

【发布单位】生态环境部  
【发布文号】生态环境部公告 2020 年第 51 号  
【发布日期】2020-11-17  
【实施日期】2021-01-01  
【内容提要】在中国境内从事新化学物质研究、生产、进口和加工使用活动的，应办理

## 一、最新中国法令

- [2021 年の一部の祝日及び休日スケジュールに関する國務院弁公庁による通知](#)

【発布機関】國務院弁公庁  
【発布番号】国弁発明電〔2020〕27号  
【発布日】2020-11-25  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/25/content\\_5564127.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/25/content_5564127.htm)

- [中国本土と香港特別行政区との間における仲裁判断の相互執行に関する最高人民法院による追加取り決め](#)

【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法釈〔2020〕13号  
【発布日】2020-11-26  
【概要】中国本土の人民法院が香港特別行政区の「仲裁条例」に従い下された仲裁判断を執行し、香港特別行政区において「中華人民共和国仲裁法」に従い下された仲裁判断を執行するに際して、本取り決めを適用する。係る裁判所が仲裁判断執行の申立てを受理する前又はその後、申立により、執行地の法律規定に従い保全若しくは強制措置を講じることができる。

【備考】最高人民法院と香港特別行政区政府律政司は「追加取り決め」に署名すると同時に、中国語、英語の2つの言語にて[仲裁判断の相互執行に係る 10 件の代表的な判例](#)を公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.court.gov.cn/...>

- [国家危險廢棄物名簿\(2021 年版\)](#)

【発布機関】生態環境部等 5 部門  
【発布番号】生態環境部令 第 15 号  
【発布日】2020-11-27  
【実施日】2021-01-01  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/2011/t20201127\\_810202.html](http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/2011/t20201127_810202.html)

- [新規化学物質環境管理登録のガイダンス](#)

【発布機関】生態環境部  
【発布番号】生態環境部公告 2020 年第 51 号  
【発布日】2020-11-17  
【実施日】2021-01-01  
【概要】中国国内において新規化学物質の研究、生産、輸入及び加工使用活動に従事する

登记，但进口后在海关特殊监管区内存放且未经过任何加工使用即全部出口的新化学物质除外。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mee.gov.cn/...>

● 生态环境部、商务部、国家发展和改革委员会、海关总署关于全面禁止进口固体废物有关事项的公告

【发布单位】生态环境部、商务部、国家发展和改革委员会、海关总署  
【发布文号】生态环境部、商务部、国家发展和改革委员会、海关总署公告 2020 年第 53 号  
【发布日期】2020-11-25  
【实施日期】2021-01-01  
【内容提要】根据该公告：

- 禁止以任何方式进口固体废物。禁止中国境外的固体废物进境倾倒、堆放、处置。
- 生态环境部停止受理和审批限制进口类可用作原料的固体废物进口许可证的申请；2020 年已发放的限制进口类可用作原料的固体废物进口许可证，应当在证书载明的 2020 年有效期内使用，逾期自行失效。
- 海关特殊监管区域和保税监管场所内单位产生的未复运出境的固体废物，按照国内固体废物相关规定进行管理。海关特殊监管区域和保税监管场所外开展保税维修和再制造业务单位生产作业过程中产生的未复运出境的固体废物，参照该条规定执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mee.gov.cn/...>

● 上海市鼓励设立和发展外资研发中心的規定

【发布单位】上海市人民政府办公厅  
【发布文号】沪府办规〔2020〕15 号  
【发布日期】2020-11-24  
【实施日期】2020-12-01 至 2025-11-30  
【内容提要】上海市行政区域内外资研发中心、全球研发中心和外资开放式创新平台的设立和发展，适用该规定。该规定明

に際して、登録手続きを行う必要がある。但し、輸入後に税関特別監督管理区域内に保管し、加工、使用をせずに全量輸出する新規化学物質は除く。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mee.gov.cn/...>

● 固体废物の輸入を全面的に禁止することに関する生态环境部、商务部、国家发展和改革委员会、税関総署による公告

【发布機関】生态环境部、商务部、国家发展和改革委员会、税関総署  
【发布番号】生态环境部、商务部、国家发展和改革委员会、税関総署公告 2020 年第 53 号  
【発布日】2020-11-25  
【実施日】2021-01-01  
【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 方式の如何に関係なく、固体廃棄物を輸入することを禁止する。中国国外から固体廃棄物を中国国内に輸入し、投棄、堆積、処分することを禁止する。
- 生态环境部は原料として使用可能な輸入制限類固体廃棄物の輸入許可証申請の受理及び審査許可手続きを停止する。2020 年に交付済みの原料として使用可能な輸入制限類固体廃棄物の輸入許可証は、その証書に記載されてある 2020 年の有効期間内に使用しなければならず、期限を過ぎた場合、自動的に失効するものとする。
- 税関特別監督管理区域及び保税監督管理場所内の組織から発生し、まだ中国国外へ再輸出していない固体廃棄物は、固体廃棄物に関する中国国内の規定に従い管理する。税関特別監督管理区域及び保税監督管理場所外で保税修繕及び再製造業務を展開する組織の生産作業過程において発生し、まだ中国国外へ再輸出していない固体廃棄物については、本条規定を参照し取り扱う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mee.gov.cn/...>

● 上海市の外資系企業による研究開発センターの設立と発展を奨励することに関する規定

【发布機関】上海市人民政府办公厅  
【发布番号】滬府弁規〔2020〕15 号  
【発布日】2020-11-24  
【実施日】2020-12-01 から 2025-11-30 まで  
【概要】上海市行政区域内の外資系研究開発センター、グローバル研究開発センターと外資オープン・イノベーションプラットフォームの設

确了外资研发中心等的认定条件、申请材料及可享受的便利措施等。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.sh.gov.cn/...](http://www.sh.gov.cn/)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

- [国务院常务会议：确定完善失信约束制度、健全社会信用体系的措施；通过《中华人民共和国安全生产法（修正草案）》](#)

国务院总理李克强日前主持召开**国务院常务会议**，确定完善失信约束制度、健全社会信用体系的措施；通过《中华人民共和国安全生产法（修正草案）》。

会议决定，坚持依法合规、保护权益、审慎适度、清单管理，规范和完善失信约束制度，有序健康推进社会信用体系建设。包括：

1. 科学界定信用信息纳入范围和程序。
2. 规范信用信息共享公开范围和程序。
3. 规范严重失信主体名单认定标准。
4. 依法依规开展失信惩戒，确保过惩相当。
5. 建立有利于自我纠错的信用修复机制。
6. 加强信息安全和隐私保护。

会议通过《中华人民共和国安全生产法（修正草案）》。草案进一步强化和落实生产经营单位主体责任，要求构建安全风险分级管控和隐患排查治理双重预防体系；进一步加大对安全生产违法行为处罚力度，提高违法成本。会议决定将草案提请全国人大常委会审议。

（里兆律师事务所 2020 年 11 月 27 日编写）

立、発展に本規定を適用する。本規定では外資系研究開発センター等の認定条件、申請材料及び適用可能な利便増進措置等について明確にしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.sh.gov.cn/...](http://www.sh.gov.cn/)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご**連絡**ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご**連絡**いただければと思います。

## 二、新着情報

- [国务院常务会议：信用丧失行为に対する制裁制度を整備し、社会信用システムを健全化するための措置を確定し、また「中華人民共和国安全生产法（修正草案）」が可決された](#)

国务院の李克強総理は先頃、**国务院常务会议**を主宰し、信用喪失行為に対する制約制度を整備し、社会信用システムを健全化するための措置を確定した。また「中華人民共和国安全生产法（修正草案）」が可決された。

會議では、「法律嚴守、權益保護、節度をもって慎重に取り扱うこと、リスト管理」を堅持し、信用喪失行為に対する制裁制度を規範化し整備し、健全たる社会信用システムの構築を秩序立てて推進することが決定された。具体的には以下のものが含まれる。

1. 信用信息に収載する範囲及びその手順を科学的に確定する。
2. 信用信息を共有、公開する範囲及びその手順を規範化する。
3. 重大信用喪失主体名簿認定基準を規範化する。
4. 信用喪失行為に対する制裁措置を法に依拠して実施し、行為の程度に相応する制裁措置が講じられるようにする。
5. 自己の過ちを自主的に是正することを促すのに役立つ信用回復メカニズムを構築する。
6. 情報セキュリティ及びプライバシー保護を強化する。

會議において、「中華人民共和国安全生产法（修正草案）」が可決された。草案では、生産經營組織の主体责任をさらに強化、徹底し、安全リスクの分級管理制御と潜在的危険性の厳重な検査及び整備による二重の予防体制を構築すること、安全生产法違反行為に対する処罰の度合いをさらに強め、違法コストを引上げることが要求している。會議において本草案を全国人民代表大会常務委員会に付議することを決定した。

（里兆法律事務所が 2020 年 11 月 27 日付で作成）

### 三、里兆解读

● [从债权回收的角度解读《保障中小企业款项支付条例》\(连载之二/共二篇\)](#)

在第 703 期《里兆法律资讯》中，我们介绍了《保障中小企业款项支付条例》(以下简称《条例》)的出台背景、适用情形、“中小企业”和“大型企业”如何认定、“中小企业”履行告知义务的方式，以及中小企业未在合同订立时履行“告知”义务时是否仍适用《条例》。接下来我们将对“《条例》对中小企业债权回收的具体保障”进行评述。

Q6. 《条例》对中小企业债权回收的具体保障？

根据《条例》第六条的规定，“机关、事业单位和大型企业不得要求中小企业接受不合理的付款期限、方式、条件和违约责任等交易条件，不得违约拖欠中小企业的货物、工程、服务款项”。

另外，考虑到实务中款项拖欠形式的多样性，《条例》还针对性地进行了规制，对中小企业不同的交易对方主体根据实际情况约定了不同的规制措施，多方位保障了中小企业债权的及时回收。《条例》的相关规定，简要总结如下：

| 措施       | 条目    | 机关、事业单位   | 大型企业   |
|----------|-------|---|--|
| 加强财政资金保障 | 第 7 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>不得无预算、超预算开展采购；</li> <li>政府投资项目所需资金不得由施工单位垫资建设。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府投资项目所需资金不得由施工单位垫资建设。</li> </ul>   |
| 规范付款期限   | 第 8 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自交付之日起 30 日内支付款项，约定的最长不超过 60 日；</li> <li>合同约定采取履行进度结算、定期结算等结算方式的，付款期限应当自双方确认结算金额之日起</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>按照行业规范、交易习惯合理约定付款期限并及时支付款项；</li> <li>合同约定采取履行进度结算、定期结算等结算方式的，付款期限应当自双方确认</li> </ul> |

### 三、里兆解説

● [債権回収の視点からみた「中小企業代金支払保障条例」\(連載の二/全二回\)](#)

第 703 期「里兆法律情報」において、「中小企業代金支払保障条例」(以下「条例」という)の公布背景、適用状況、「中小企業」と「大型企業」の認定方法、「中小企業」が告知義務を履行する際の方法、及び中小企業が契約締結時に「告知」義務を履行しなかった場合でも「条例」は適用されるのかということについて、紹介した。以下では引き続き、「『条例』は中小企業の債権回収を具体的にどのように保障するのか」について、解説している。

Q6. 「条例」は中小企業の債権回収を具体的にどのように保障するのか？

「条例」第六条では、「機関、事業組織及び大型企業は中小企業に対し、理不尽な支払期限、方法、条件及び违约责任等の取引条件を受け入れるよう要求してはならず、契約に違反して中小企業の貨物、工事、サービスに係る代金の支払を遅延してはならない」と定めている。

また、実務上は、代金支払遅延の形式は様々であることから、「条例」では焦点を絞って規制を行い、中小企業の異なる取引先の主体ごとに、実情に応じて異なる規制措置を定め、中小企業の債権が滞りなく回収できるよう多方面から保障している。「条例」の係る規定を以下の通り簡潔にまとめる。

| 措置             | 条項    | 機関、事業組織   | 大型企業  |
|----------------|-------|---|---|
| 財政資金の保障を強化している | 第 7 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>予算を立てずに、予算額を超えて調達してはならない。</li> <li>政府投資プロジェクトに必要な資金は、施工業者が立て替えて建設してはならない。</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府投資プロジェクトに必要な資金は、施工業者が立て替えて建設してはならない。</li> </ul>  |
| 支払期限を規範化している   | 第 8 条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>納入日から 30 日以内に代金を支払い、約定する場合は最長でも 60 日を超えてはならない。</li> <li>契約の中で、履行の進捗度に基づく決済や定期的決済といった方法を約定している場合、支払期限は双方で決済金額を</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>業種規範、取引慣習に従い、支払い期限を合理的に約定し、且つ速やかに代金を支払わなければならない。</li> <li>契約の中で、履行進捗度に基づく決済や定期的決済といった方法を約定している場合、支払期限は双方で決済</li> </ul> |

|                            |                        |  |   |
|----------------------------|------------------------|--|---|
|                            |                        | 算。   | 结算金額之日起算。   |
| 明确<br>检验<br>验收             | 第9<br>条                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 约定以检验或者验收合格作为支付款项条件的, 付款期限应当自检验或者验收合格之日起算;</li> <li>▪ 在合同中约定明确、合理的检验或者验收期限; 拖延检验或者验收的, 付款期限自约定的检验或者验收期限届满之日起算。</li> </ul>   |   |
| 禁止<br>变相<br>拖欠             | 第10、<br>11、<br>13<br>条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 非现金支付方式应在合同中明确、合理约定, 不得强制使用非现金支付方式, 不得利用其变相延长付款期限;</li> <li>▪ 不得以法定代表人或者主要负责人变更, 履行内部付款流程, 或者在合同未作约定的情况下以等待竣工验收批复、决算审计等为由, 拒绝或者迟延支付款项;</li> <li>▪ 除合同另有约定或者法律、行政法规另有规定外, 机关、事业单位和国有大型企业不得强制要求以审计机关的审计结果作为结算依据。</li> </ul> |   |
| 规范<br>保证<br>金收<br>取和<br>结算 | 第12<br>条               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工程建设中应依法依规设立、收取保证金; 保证期限届满后, 应当及时对保证金进行核实和结算。</li> </ul>  |   |
| 明确<br>迟延<br>支付<br>责任       | 第15、<br>19<br>条        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 按照合同约定和条例规定的利率标准支付逾期利息;</li> <li>▪ 拒绝或者迟延支付的, 在公务消费、办公用房、经费安排等方面采取必要的限制措施。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 按照合同约定和条例规定的利率标准支付逾期利息。</li> </ul> |
| 建立<br>支付<br>信息<br>披露<br>制度 | 第16<br>条               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在规定时限内将逾期尚未支付中小企业款项的合同数量、金额等信息向社会公开或者公示。</li> </ul>   |   |
| 建立<br>投诉                   | 第17<br>条               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 不履行及时支付中小企业款项义务, 情节严重的, 依法实施失信</li> </ul>   |   |

|  |                        |   |   |
|--|------------------------|---|---|
|  |                        | 決めた日から起算する。   | 金額を決めた日から起算する。  |
| 検査・<br>検収を<br>明確に<br>している                          | 第9<br>条                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 検査又は検収の合格を代金支払条件として約定している場合、支払期限は検査又は検収に合格した日から起算する。</li> <li>▪ 契約の中で、明確で合理的な検査又は検収期限を明確に約定する。検査又は検収を遅らせる場合、支払期限は約定した検査又は検収の期限が到来した日から起算する。</li> </ul>   |   |
| 実質的<br>な支払<br>遅延を<br>禁止し<br>ている                    | 第10、<br>11、<br>13<br>条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 現金以外の支払方法は、契約の中で明確且つ合理的に約定しなければならない。現金以外の支払方法を強要してはならず、支払期限の実質的な延長を行ってはならない。</li> <li>▪ 法定代表人又は主要責任者の変更、内部支払手順の履行、又は契約に定めのない場合において、竣工検収批准、決算監査等の完成を待たねばならないことを理由に、代金支払を拒絶し、又は遅延させてはならない。</li> <li>▪ 契約に別途約定があり、又は法律、行政法规に別途規定がある場合を除き、機関、事業組織及び国有大型企業は、監査機関の監査結果をもって代金決済の根拠とすることを強要してはならない。</li> </ul> |   |
| 保証<br>金の<br>受領<br>及び<br>精算<br>を規<br>範化<br>してい<br>る | 第12<br>条               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工事建設において、法令・規則に依拠し保証金を設定し、受領しなければならない。保証期限が満了した場合、保証金に係る事実確認及び精算を遅滞なく行わなければならない。</li> </ul>  |   |
| 支払<br>遅延<br>に伴<br>う責<br>任を<br>明確<br>にし<br>ている      | 第15、<br>19<br>条        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 契約及び条例に定める利率基準に従い、遅延利息を支払う。</li> <li>▪ 支払を拒絶し、又は遅延させた場合、公務消費、事務用オフィス、経費の手配等の方面でしかるべき制限措置を講じる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 契約及び条例に定める利率基準に従い、遅延利息を支払う。</li> </ul> |
| 支払<br>情報<br>開示<br>制度<br>を構<br>築し<br>ている            | 第16<br>条               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 所定期間内において、中小企業に対する支払期限が過ぎてもまだ支払いが行われていない代金に係る契約の数、金額等の情報を社会に向けて公開し又は公示する。</li> </ul>   |   |
| 苦情<br>処理   | 第17<br>条               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中小企業に対する代金支払義務を遅滞なく履行しておらず、情状が深刻な</li> </ul>   |   |

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 处理和失信惩戒制度 | 条       | 惩戒。   |
| 监督评价机制    | 第20、24条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 审计机关依法对机关、事业单位和国有大型企业支付中小企业款项情况实施审计监督；</li> <li>▪ 新闻媒体依法加强对机关、事业单位和大型企业拒绝或者迟延履行中小企业款项行为的舆论监督。</li> </ul> |

《条例》第二十五、二十六、二十七条对机关、事业单位、国有大型企业违反《条例》的行为规定了相应的罚则，具体包括“主管部门责令改正”、“拒不改正，对直接负责的主管人员或其他直接责任人员依法处分”等。

其中，对于“非国有大型企业”，虽然仅在第二十七条中原则性的规定了“由市场监督管理部门依法处理”（即、没有约定直接的罚则），但是根据《条例》第十七条，非国有大型企业不履行及时支付中小企业款项义务，情节严重的，仍然会依法实施失信惩戒。按照《国务院关于建立完善守信联合激励和失信联合惩戒制度加快推进社会诚信建设的指导意见》，“恶意拖欠货款或服务费”属于“严重破坏市场公平竞争秩序和社会正常秩序的行为”，拖欠企业可能面临从严审核行政许可审批项目、从严控制生产许可证发放，限制新增项目审批、核准，限制融资等各种限制措施。因此，即使《条例》没有直接约定罚则，中小企业也可以通过现有的其他法律法规维护自身权益。

《条例》针对中小企业款项拖欠的突出问题，通过源头治理、适度监管引导、强化责任义务等措施，建立起市场主体自律、政府依法监管、社会协同监督的预防化解拖欠中小企业款项的法规制度。中小企业应积极主动地履行告知等义务，充分利用《条例》关于合同约定、投诉救济等的规定，依法维护自身权益，实现债权的有效回收。

（里兆律师事务所 2020 年 11 月 20 日编写）

|                   |         |  |
|-------------------|---------|--|
| 及び信用喪失制裁制度を構築している | 条       | 場合、法に依拠し信用喪失制裁を実施する。   |
| 監督評価メカニズムを構築している  | 第20、24条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 監査機関は、法に依拠し、機関、事業組織及び国有大型企業の中小企業に対する代金支払状況について監査監督を実施する。</li> <li>▪ ニュースメディアは、機関、事業組織及び大型企業が中小企業への代金支払を拒絶し、又は支払を遅延した行為に対し、世論による監督を法に依拠し強化する。</li> </ul> |

「条例」第二十五、二十六、二十七条において、機関、事業組織、国有大型企業による「条例」違反行為に対して相応の罰則を規定している。具体的には「主管部門が是正を命じる」、「是正を拒否した場合、直接責任を負う主管人員又はその他直接責任者を法に依拠し処分する」等が含まれる。

そのうち、「非国有大型企業」については、第二十七条にて「市場監督管理部門が法に依拠し処理する」（即ち、直接の罰則規定はない）という漠然とした規定はあるが、「条例」第十七条によると、非国有大型企業が中小企業に対する代金支払義務を遅滞なく履行しておらず、状況が深刻な場合、依然として法に依拠し信用喪失制裁を受けることになる。「信用行為の共同インセンティブ・信用喪失行為の共同制裁制度を整備し、社会的信用誠実体制の構築を加速させることに関する国务院による指導意見」に基づき、「代金又はサービス料の支払を悪意により遅延させる」ことは、「市場における公平な競争秩序及び社会の正常な秩序を著しく乱す行為」に該当し、支払を遅延させた企業は、行政許可審査プロジェクトの審査を厳格に行い、生産許可証の発給を厳格にコントロールし、新規プロジェクトの審査許可、認可を制限し、資金調達を制限するといった様々な制限的措置が講じられる可能性がある。よって、「条例」には直接的な罰則が定められていないとしても、中小企業は既存するほかの法律法規を通じて自身の権益を守ることができる。

「条例」は、中小企業に対する代金の支払遅延という注目度の高い問題に焦点をあてて、源流管理、適度な監督管理と誘導、責任と義務の強化といった措置を通じて、市場主体が自律し、政府が法に依拠し監督管理を行い、社会が共同で監督し、中小企業に対する代金支払遅延を未然に防ぎ、解消するための法制度を構築するものである。中小企業は、告知等の義務を積極的に履行し、「条例」における契約の約定、苦情申立て・救済等に係る規定を活用し、法に依拠し自身の権益を守り、債権を確実に回収できるようするとよい。

（里兆法律事務所が 2020 年 11 月 20 日付で作成）

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 民法典对劳动法的影响
- 解读《个人信息保护法（草案）》

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 民法典による労働法に対する影響
- 「個人情報保護法（草案）」を読み解く